

「市 HP バナー」への広告掲載募集のご案内



※スクロールしなくても、ページを移動しても、画面下段にバナーが表示されます。

縦60ピクセル×横150ピクセル
(GIF、PNG又はJPEG形式)
(データ容量は50Kバイト以下)

10,000円/月

◆バナー掲載の概要

那珂市・トップページ下段 10 枠（詳細はトップページでご確認ください。）

貴社の指定のページへのリンクを設定します。

- (特徴)・市のホームページは、市民のみなさまに対するお知らせなどのほか、公売情報・入札情報なども掲載しており、市内外の事業所のみなさまもご覧になっていらっしゃいます。
- ・ お申込みから、最短で2週間程度で掲載が可能です。
 - ・ キャンペーンの周知などにもご活用いただけます。

◆バナーの仕様

縦 60 ピクセル×横 150 ピクセル

(GIF、PNG 又は JPEG 形式、データ容量は 50K バイト以下を目安に作成してください)

◆広告掲載料

10,000 円/月

- ・ 3 ヶ月以上のお申込みを優先いたしますが、空き枠がある場合には、1 ヶ月からの申込みも承ります。
- ・ 掲載料にバナー広告作成料は含んでおりません。バナー案は貴社にて作成のうえ、申込時にメール等でお届けください。

◆掲載できる広告

次のいずれにも該当しないもの

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る広告及びこれらの従業員の募集に係る広告
- (2) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (3) 個人の宣伝に係る広告
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (5) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (6) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関する広告
- (7) その他掲載する広告として市長が適当でないとするもの

◆お申し込みができる方

市内又は近隣市町村に住所または事業所若しくは店舗等を有する方で、次のいずれにも該当しない方

- (1) 市税その他公租公課に滞納がある者
- (2) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続中の者又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
- (5) その他広告として掲載することが適当でないとする市長が認める者

◆募集期間

・随時(枠がなくなり次第終了)

※ バナー広告原稿が出来上がる前でも構いません。
はじめて広告の掲載を希望される場合には、掲載希望の1ヵ月程度前をめぐりにご相談ください。

※ 例えば、8月から広告を掲載希望の場合には、

6月下旬をめぐりに	お電話等にてご相談(空き状況確認・仮申込)
7月10日頃をめぐりに	申込書・広告原稿の提出
7月中～下旬	広告掲載決定通知のご案内(必要に応じ広告原稿修正)
7月25日頃	広告掲載料納付期限
8月 1日	バナー広告掲載開始

のスケジュールとなります。

※申込みや原稿の提出が遅れた場合、次月以降の取り扱いとなることもあります。

◆お申し込み方法

「那珂市広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにて那珂市総務課行財政改革推進室あてお届けください。

- ・ 申込前に、空き状況を総務課行財政改革推進室にお問い合わせください。
- ・ 広告原稿案は、電子メールにて入稿してください。
- ・ 申し込みを受けた広告の掲載については審査のうえ決定し、後日通知します。

※ 決定通知書には、広告掲載料をお納めいただく納付書も同封します。金融機関等にて広告掲載前の指定された期限（初回掲載月の前月 25 日頃）までにお納めください。

※ 募集する広告の概要及び広告掲載料（表紙に記載しています）、「那珂市広告掲載審査基準」を必ずご確認の上、お申込みください。

◇ お申し込み・お問い合わせ先

那珂市役所 総務課行財政改革推進室

〒311-0192 那珂市福田1819-5

電話 029-298-1111（内線573）

メール gyoukaku@city.naka.lg.jp